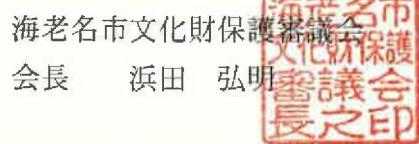


令和6年3月18日

海老名市教育委員会 殿



海老名市登録文化財の登録について（答申）

令和6年2月9日付海教総発第101号の2で諮問を受けた三日月井戸の海老名市登録文化財の登録について、当審議会において審議を行った結果、海老名市登録文化財に登録し、保存活用を図るべきとの結論を得ましたので、登録理由を付して答申します。

記

1. 名 称 三日月井戸
2. 区 分 登録史跡
3. 所在地 海老名市上今泉四丁目 841番1の一部
4. 員 数 1基
5. 面 積 14.40 m²
6. 時 代 室町時代～昭和30年代
7. 登録理由
別添のとおり

登録理由書

名 称： 三日月井戸（みかづきいど）
区 分： 登録史跡
所在地： 海老名市上今泉四丁目 841 番 1 の一部
員 数： 1 基
面 積： 14.40 m²
所有者： 松樹俊弘
時 代： 室町時代～昭和 30 年代

三日月井戸は、常泉院境内地脇にある湧水である。現況は周囲を半月状の石積みで囲まれ、コンクリートにより井戸枠が構築されている。水位は大雨の際には上昇するが、1年を通じて保たれている。市域に現存する数少ない湧水であり、周辺の相模野台地中津原面上には本井戸と独鉛井戸の他に湧水は見られない状況である。

本井戸に関連する記録としては、『新編相模國風土記稿』の高座郡上今泉村の項に、天文 19 年常泉院が寺号を改めた際「境内深谷中より清泉常に湧出するを以寺号を得たり」とあり、万治 2 年編纂とされる『鷹倉社寺考』にも同様の記載がある。常泉院の前身寺院は文治年間に開かれた今泉山福泉寺とされ、その名称も泉に由来することがうかがえる。これらの山号、寺号は本井戸又は独鉛井戸の湧水が由来と考えられる。

また明治 12 年 11 月の皇国地誌稿本「上今泉村村誌」においても、常泉院境内の「谷間ヨリ一水発ス、之ヲ常泉或ハ泉川ト称」し、「其流ニ因テ水田ヲ開墾セシヲ以テ今泉村ト名ク」と記されている。

このほか明治 13 年常泉院山門南側に設立の今泉学校に通った萩原静夫氏（明治 42 年生）は、『海老名村郷土年表附記今泉学校』で本井戸は寺院の生活用水、独鉛井戸は近隣住民や学校での生活用水として利用されていたと記している。また昭和 19～20 年に横須賀市浦郷国民学校が常泉院に学童疎開で滞在した際の教員の記憶として、「裏の泉」の水を炊事洗濯に利用したとの記録があり、近代における井戸の利用状況を知ることができる。

神奈川県温泉地学研究所実施の水質等調査では、本井戸は座間丘陵と中津川段丘面境の段丘崖下部から湧出する崖線湧水で、水質の分析から浅層地下水の特徴を示しているとの結果を得た。しかしながら陽イオン成分や微量成分においてマグネシウム比や鉄、マンガン濃度が高く、地表からの浸透の影響を受ける陰イオンの組成も、近隣比較対象地点（海老名市亀島湧水、座間市大下湧水）とは異なり、独鉛井戸とも異なる水質組成比である結果が得られている。この理由については局所的な地質の影響、若しくは井戸内の滞留中に生じた影響がある可能性もあるとの見解を得ている。

民俗学的な観点からでは、当井戸の弘法大師伝説について確認したが、残念ながら昭和 50 年代以前に記されたものは確認できず、比較的新しい「昔話」である可能性がある。しかしながら全国的に弘法伝説のある湧水はその水質成分が周辺の湧水などと異なる特徴を持つ水である事例もあり、本井戸についてもその特徴を備えている可能性はある。

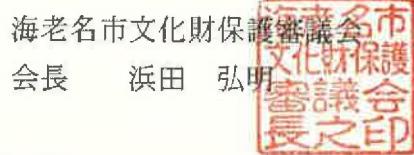
本井戸は、現時点で発掘調査は実施しておらず、考古学的な所見は得られてはいないものの、市域に現存する数少ない湧水である。また室町時代に再建された寺院のゆかりを示すとともに、「今泉」の地名の由来となった湧水と考えられる。当地の歴史や文化を理解する上で貴重な遺構として登録し、保存活用すべきものである。



三日月井戸（南から）

令和6年3月18日

海老名市教育委員会 殿



海老名市登録文化財の登録について（答申）

令和6年2月9日付海教総発第101号の2で諮問を受けた独鉛井戸の海老名市登録文化財の登録について、当審議会において審議を行った結果、海老名市登録文化財に登録し、保存活用を図るべきとの結論を得ましたので、登録理由を付して答申します。

記

1. 名 称 独鉛井戸
2. 区 分 登録史跡
3. 所在地 海老名市上今泉四丁目 847番4の一部
4. 員 数 1基
5. 面 積 24.79 m²
6. 時 代 江戸時代～昭和30年代
7. 登録理由

別添のとおり

登録理由書

名 称： 独鉛井戸（どうこいど・どっこいど）
区 分： 登録史跡
所在地： 海老名市上今泉四丁目 847 番 4 の一部
員 数： 1 基
面 積： 24.79 m²
所有者： 海老名市
時 代： 江戸時代～昭和 30 年代

独鉛井戸は、常泉院の山門脇にある湧水である。現況は周囲を石積みで囲まれており、北東側は崖状に高く、南西側は比較的平坦に石が敷かれている。あふれた水は南側の U 字溝に流れ、細い水路に通じ、南側には井戸への往来に使用された道がある。通常時の水深は 0.4～0.5m であるが、安全のため埋め戻されており、以前は現在より深かった。水位は大雨の際には上昇するが、1 年を通じて保たれている。市域に存する数少ない湧水であり、本井戸と三日月井戸の他に周辺の相模野台地中津原面上に湧水はみられない。

本井戸に関する記録としては、『新編相模国風土記稿』の高座郡上今泉村の項に、天文 19 年常泉院が寺号を改めた際「境内深谷中より清泉常に湧出するを以寺号を得たり」とあり、万治 2 年編纂とされる『鷹倉社寺考』にも同様の記載がある。常泉院の前身寺院は文治年間に開かれた今泉山福泉寺とされ、その名称も泉に由来することがうかがえる。これらの山号、寺号は本井戸又は三日月井戸の湧水が由来と考えられる。

また明治 12 年 11 月の皇國地誌稿本「上今泉村村誌」においても、常泉院境内の「谷間ヨリ一水発ス、之ヲ常泉或ハ泉川ト称」し、「其流ニ因テ水田ヲ開墾セシヲ以テ今泉村ト名ク」と記される。明治 13 年頃作成の旧公図には本井戸とその流れとみられる水路が記され、図からも少なくとも江戸時代までさかのぼる井戸であると判断される。昭和 30 年頃までは近隣住民により生活用水として利用され、昭和 19～20 年に横須賀市浦郷国民学校が常泉院に学童疎開で滞在した際の教員の記憶として、「裏の泉」の水を炊事洗濯に利用したとの記録がある。

神奈川県温泉地学研究所実施の水質等調査では、独鉛井戸は座間丘陵と中津川段丘面境の段丘崖下部湧出する崖線湧水で、水質の分析から浅層地下水の特徴を示す結果が得られている。近隣の比較対象地点（海老名市亀島湧水、座間市大下湧水）と陽イオン成分は類似しているものの陰イオン組成比がやや異なることから、異なる地表からの涵養の影響を受け湧出していると推察されている。

平成 4 年の民俗調査で、本井戸は地元で昭和初期には「どうこいど」と呼ばれていたと記録している。三日月井戸と同様に弘法大師にかかる昔話は、昭和 50 年代以前の記録は確認できおらず、比較的新しい「昔話」である可能性がある。しかしながら全国的に弘法伝説のある湧水はその水質成分が周辺の湧水などと異なる特徴を持つ水である事例もあり、本井戸についてもその特徴を備えている可能性はある。

本井戸についても発掘調査は実施しておらず、考古学的な所見はないものの、市域に存する数少ない湧水であり、少なくとも江戸時代から近隣住民に利用され、「今泉」の地名の由来となった湧水であると考えられる。当地の歴史や文化を理解する上で貴重な遺構として登録し、保存活用すべきものである。



獨鉛井戸（南西から）